

令和4年（ワ）第1773号外 損害賠償請求事件
原 告 [REDACTED]
被 告 株式会社エーアンドエーマテリアル 外

意 見 陳 述 書
(本訴訟の早期解決を)

2025（令和7）年12月5日

大阪地方裁判所第19民事部合議1B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 村 松 昭 夫

1 東京1陣訴訟、同2陣訴訟、大阪2陣・3陣訴訟の和解解決

今年8月、東京1陣訴訟、同2陣訴訟、そして、大阪2陣・3陣訴訟において、建設アスベスト訴訟においては初めて、原告らと被告らとの間で集団和解が成立しました。和解解決した被災者数は、全国で訴訟を提起している被災者の約3割にも上ります。

この和解成立は、昨年12月、今年1月、同2月に、各裁判体から具体的な和解案が提示され、その後、6か月以上に亘る粘り強い協議を経て成立したものです。その過程では、原告らも被告らも、それぞれ承服しがたい点はあるつつも、各裁判体の主導のもと、原告らはもちろん、被告らにおいても、被災者らの置かれている現状や思いを正面から受け止め、和解解決を決断されたものと理解しております。この集団和解の経過は、本件4陣訴訟においても、十分に参考にされるべきです。

ここで、留意していただきたいのは、東京と大阪の和解内容は必ずしも同じではないという点です。それは、ある意味当然のことです。全国各地の裁判は、共同不法行為論やシェアの活用などについては共通性があるものの、具体的な主要原因建材・企業の特定期間や個別被災者ごとの現場到達事実の立証、さらに加害や被害の立証などは、当然のことに各訴訟で異なっているからです。

本件は、言うまでもなく、原告らが、大阪2陣・3陣訴訟とほぼ同

様の主張立証活動を行ってきた事案であり、各地の判決や和解案よりも、まずは、大阪 2 陣・3 陣訴訟の地裁判決と高裁和解案が先例として参考にされるべきです。

2 3つの高裁和解を受けての全国の地裁での和解勧試の動き

3つの高裁和解を受けて、今、全国各地の地方裁判所において、結審後に裁判所が和解勧試を行う方向での動きが相次いでいます。具体的には、埼玉訴訟、東京 3 陣訴訟、四国訴訟、そして、去る 11 月 21 日に結審した京都 3 陣訴訟において、裁判所から遅くない時期に具体的な和解案が提示されるという流れになっています。もちろん、各裁判における立証方法やその程度に差異があることに加え、地裁段階での和解協議は、高裁段階での和解協議以上の困難性があることは十分に承知しているところではありますが、裁判所におかれては、こうした全国的な地裁段階での和解協議の具体的な動きにも十分に留意していただきたいと思います。

3 本訴訟の早期解決を

ところで、大阪 2 陣・3 陣訴訟の徳岡裁判長は、和解法廷において、次のように述べられました。

「裁判所は、今年の 2 月 18 日に、控訴審の審理及び控訴審の判決を前提とした和解案を提示しました。それ以来、本日まで約半年間、和解の成立に向けて、様々な困難に直面しました。ご本人、代理人の皆様方におかれては、それぞれ立場の相違や激しい意見の対立がありながら、大局的に本件訴訟の全当事者の間での和解の成立を見据えて、検討を重ね、可能な範囲で譲歩していただき、裁判所の和解案を受諾していただきました。」と述べ、最後に、「本日の全体和解の成立まで、実に長い年月を要してしまいました。今後、同種のアスベスト訴訟においても、それぞれ個別の具体的な主張立証を尽くしてもらうことはもちろんのこと、本日の全体和解の成立に向けたプロセスを糧にして、一日も早く全体解決が果たされることを期待しています。」

本件訴訟においても、解決を見ることなく亡くなった被災者は 74 人に及び、本人原告は 18 名となっております。間違いなく、被災者らに残された時間は長くありません。

裁判所におかれては、大阪 2 陣・3 陣訴訟の和解の経過、内容等

を十分に踏まえ、本件の早期解決に向けて、最大限尽力していただくことを強く要望いたします。

具体的には、判決日を指定していただくとともに、適切な時期に具体的な和解案の提示を行っていただくことを切に要請するものです。

以 上